

令和2年8月25日

会 員 各 位

近畿税理士会 門真支部
支 部 長 中 井 利 幸

新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

会員各位におかれましては、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、その対策を継続的に講じていただいていることと存じます。

しかしながら、万が一、会員の皆様やその事務所職員の方に感染が確認されたときは、原則的には同事務所において保健所の指示に従い、濃厚接触者の特定、事務所内の消毒や関係者への連絡など必要な措置を講じていただくこととなりますが、下記に該当する場合は、本会及び支部において更なる感染拡大防止の観点に基づく対応策等を検討しますので、感染した事実等について、必ずご報告くださいますようお願い申し上げます。

記

新型コロナウイルス感染症の発症日の2日前から、診断後に隔離などされるまでの期間において、本会又は支部会務に従事等していた事実（会議（ウェブ会議を除く）への参加、税務相談センターにおける対面での相談及び租税教室への出講等）がある場合

本会及び支部においては、感染した会員の支部会務の従事状況等（不特定多数の納税者等との接触の有無等）により、必要に応じて、個人情報に十分配慮したうえで、当該感染に係る事実や上記従事状況等について周知（公表）することがあります。

以上